

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八十二号

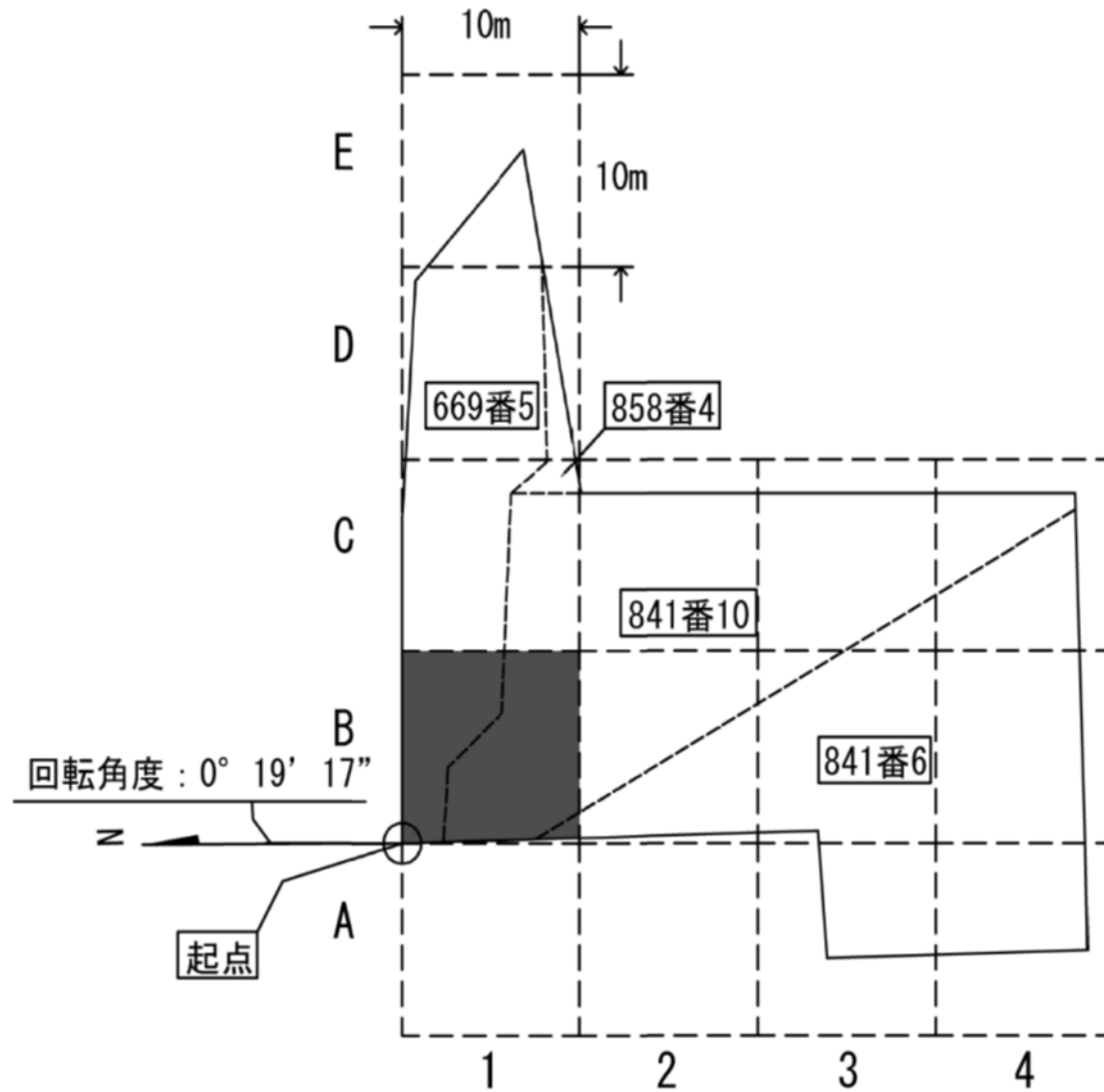
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第七百五十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県吉川市大字下内川字大荷六百六十九番五の一部、八百四十一番六の一部及び八百四十一番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
シスー一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

# 別図



**起点**  
 起点は埼玉県吉川市大字下内川字大荷669番5の最北端とする。

**格子の回転角度  $0^{\circ} 19' 17''$**   
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

- 凡例**
- 敷地境界
  - 地番境界
  - 10mメッシュ
  - 要措置区域の指定を解除する区画